

「専利審査指南」の改正に関する公告

発表日付：2019-09-24 16:36:07

新技術の急速な発展の需要に適応し、審査規則と審査方式に対する知財関係者からの新たな要望に対応し、専利審査の質と効率を高めるため、国家知識産権局は、「専利審査指南」の改正を決定した。ここにこれを公布し、2019年11月1日より施行する。

以上、特に公告する。

国家知識産権局

2019年9月23日

「専利審査指南」の改正に関する国家知識産権局の決定

国家知識産権局は、「専利審査指南」に対し、次のように改正することを決定した。

一. 第一部第一章第 5.1.1 節の改正

「専利審査指南」第一部第一章第 5.1.1 節第 (3) 号第 5 段落を次のように改める。

ただし、審査官の発行した分割通知書又は審査意見通知書において分割出願に単一性の欠陥があると指摘されたことにより、出願人が審査官の審査意見に基づき再分割出願をする場合、再分割出願の提出日は、単一性の欠陥が指摘された当該分割出願に基づき審査しなければならない。規定に合致しない場合、当該分割出願に基づいて分割を行うことはできず、審査官は、分割出願みなし未提出通知書を発行し、かつ案件終了の処理を行わなければならない。

「専利審査指南」第一部第一章第 5.1.1 節第 (4) 号を次のように改める。

(4) 分割出願の出願人と発明者

分割出願の出願人は、分割出願提出時の原出願の出願人と同一でなければならない。分割出願について再分割出願を提出する出願人は、当該分割出願の出願人と同一でなければならない。規定に合致しない場合、審査官は、分割出願みなし未提出通知書を発行しなければならない。

分割出願の発明者は、原出願の発明者又はその中の一部構成員でなければならない。分割出願について提出した再分割出願の発明者は、当該分割出願の発明者又はその中の一部構成員でなければならない。規定に合致しないものに対して、審査官は、補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期間内に補正しなかった場合、審査官は、みなし取下げ通知書を発行しなければならない。

本節のその他の内容に改正はない。

二. 第一部第一章第 6.7.2.2 節の改正

「専利審査指南」第一部第一章第 6.7.2.2 節第 (2) 号を次のように改める。

(2) 出願人（又は専利権者）は、権利の譲渡又は贈与による権利の移転が発生したことにより、変更の請求を行う場合、双方当事者の署名又は押印した譲渡又は贈与契約を提出しなければならない。次に掲げる事由に該当する場合、当事者の資格証明を提出しなければならない。当事者が専利出願権（又は専利権）の譲渡又は贈与に異議がある場合、当事者による専利出願権（又は専利権）の移転手続において複数回にわたり提出した証明書類が相互に矛盾している場合、譲渡又は贈与合意書における出願人又は専利権者の署名又は押印が案件に記載された署名又は押印と一致しない場合。当該契約が機構によって締結されたものである場合、機構の公印又は契約専用印が押印されなければならない。公民が締結した契約は、本人が署名又は押印しなければならない。出願人（又は専利権者）が複数人である場合、権利者全員が譲渡又は贈与に同意する旨の証明書類を提出しなければならない。

本節のその他の内容に改正はない。

三. 第一部第三章第 4 節の改正

「専利審査指南」第一部第三章第 4.2 節第 4 段落及び第 4.3 節第 3 段落第 (7) 号を削除し、かつ第 4.4 節を次のとおりの内容で追加する。

4.4 グラフィカルユーザインタフェースに係る製品意匠

グラフィカルユーザインタフェースに係る製品意匠とは、製品意匠の要部にグラフィカルユーザインタフェースが含まれる意匠をいう。

4.4.1 製品名称

グラフィカルユーザインタフェースを含む製品意匠名称は、グラフィカルユーザインタフェースの主要な用途及びそれが応用される製品を示すものでなければならず、通常は「グラフィカルユーザインタフェース」という文字のキーワードを有するものとし、動的グラフィカルユーザインタフェースの製品名称には、「動的（中国語では动态）」という文字のキーワードを有しなければならない。例えば「温度制御グラフィカルユーザインタフェースを搭載した冷蔵庫」、「携帯電話の天気予報動的グラフィカルユーザインタフェース」、「動画操作グラフィカルユーザインタフェースを搭載したディスプレイスクリーンパネル」。

「ソフトウェア・グラフィカルユーザインタフェース」、「オペレーティング・グラフィカルユーザインタフェース」などのように、おおざっぱに「グラフィカルユーザインタフェース」の名称のみで製品名称としてはならない。

4.4.2 意匠の図面又は写真

グラフィカルユーザインタフェースを含む製品意匠は、本部第三章第 4.2 節の規定に合致しなければならない。意匠の要部はグラフィカルユーザインタフェースのみにある場合、少なくとも当該グラフィカルユーザインタフェースのディスプレイスクリーンパネルを含む正投影図 1 点を提出しなければならない。

最終製品におけるグラフィカルユーザインタフェース意匠のサイズ、位置及び比例関係を明確に示す必要がある場合、グラフィカルユーザインタフェースに係る面の最終製品正投影図 1 点を提出しなければならない。

グラフィカルユーザインタフェースが動的図案である場合、出願人は、少なくとも一つの状態のグラフィカルユーザインタフェースに係る面の正投影図を提出して正面図としなければならない。その他の状態については、グラフィカルユーザインタフェースキーフレームの図面のみを提出して変化状態図とすることができる。提出される図面は、動的図案における動画の完全なる変化過程を唯一に確定するものでなければならない。変化状態図に注記をつけるときは、動的変化過程における前後順序に従わなければならない。

投影装置の操作に用いるグラフィカルユーザインタフェースについては、グラフィカルユーザインタフェースの図面を提出するほか、少なくとも投影装置を明確に図示した図面1点を提出しなければならない。

4.4.3 概要説明

グラフィカルユーザインタフェースを含む製品意匠は、概要説明において、グラフィカルユーザインタフェースの用途を明確に説明し、かつ製品名称に反映された用途と対応しなければならない。当該グラフィカルユーザインタフェースを含むディスプレイスクリーンパネルの正投影図のみを提出する場合には、例えば「当該ディスプレイスクリーンパネルは、携帯電話、コンピューターに用いられる」というように、当該グラフィカルユーザインタフェースディスプレイスクリーンパネルが応用される最終製品を網羅的に列挙しなければならない。必要がある場合、グラフィカルユーザインタフェースの製品に位置するエリア、ヒューマンインタラクションの方式及び変化過程等を説明する。

本節のその他の内容に改正はない。

四．第一部第三章第7.4節の改正

「専利審査指南」第一部第三章第7.4節第(11)号を次のように改める。

(11) ゲーム用インターフェース及び「ヒューマンインタラクションに関係しない」ディスプレイ装置で示される図案。例えば、電子画面の壁紙、スイッチ操作の画面、「ヒューマンインタラクションに関係しない」ウェブサイトページのグラフィックレイアウト。

本節のその他の内容に改正はない。

五. 第二部第一章第 3.1.2 節の改正

「専利審査指南」第二部第一章第 3.1.2 節第 2 段落の後に、次の内容のとおり新たに一段落を追加する。

ただし、発明創造が体内発育を経ていない受精 14 日以内のヒト胚を利用して幹細胞を分離又は取得するものである場合、「社会的倫理に対する違反」を理由に専利権の付与を拒絶することはできない。

本節のその他の内容に改正はない。

六. 第二部第四章第 3.2.1.1 節の改正

「専利審査指南」第二部第四章第 3.2.1.1 節第 (2) 号第 1 段落第 2 文中の「次いで、相違点が達成する技術的効果に基づき、発明が実際に解決する技術的課題を確定し」を「次いで、相違点保護請求対象発明において達成する技術的効果に基づき、発明が実際に解決する技術的課題を確定し」に改める。また、第 (2) 号第 3 段落の末尾に次の一文を追加する。

機能上の相互に支え合い、相互作用の関係にある技術的特徴については、その技術的特徴及びそれら間の関係が保護請求対象発明において達成する技術的効果を全体的に考慮しなければならない。

本節のその他の内容に改正はない。

七. 第二部第七章第 2 節の改正

「専利審査指南」第二部第七章第 2 節を次のように改める。

2. 審査用検索リソース

2.1 専利文献リソース

発明専利出願の実体審査手続においては、中国語専利文献と外国語専利文献を含む専利文献を検索しなければならない。

審査官は、主にコンピューター検索システムを用いて、専利文献データベースを検索するものとする。専利文献データベースには主に、専利要約データベース、専利全文データベース、専利分類データベース等が含まれる。

2.2 非専利文献リソース

審査官は、専利文献上で検索を行うほか、非専利文献も検索しなければならない。コンピューター検索システム及びインターネット上で入手可能な非専利文献には主に、国内外の科学技術関連の書籍、定期刊行物、学位論文、標準/協定書、索引ツール及びマニュアル等が含まれる。

八. 第二部第七章第 5.3 節の改正

「専利審査指南」第二部第七章第 5.3 節第 1 段落を次のように改める。

通常、審査官は出願の主題の所属技術分野において検索し、必要がある場合、機能の類似する又は応用の類似する技術分野まで検索を拡大するものとする。所属技術分野は特許請求の範囲において限定された内容、特に、明確に指摘されて、特定の機能や用途及び相応した具体的な実施例に基づき確定するものである。審査官が確定した、発明情報を表示する分類番号は、出願の主題の所属技術分野になる。機能の類似する又は応用の類似する技術分野は、出願書類に示された出願の主題として備えなければならない本質的な機能又は用途に基づき確定するものであり、単に出願の主題の名称、又は出願書類に明記された特定の機能又は特定の応用により確定するものではない。

本節のその他の内容に改正はない。

九. 第二部第七章第 5.4.2 節の改正

「専利審査指南」第二部第七章第 5.4.2 節第 2 段落を次のように改める。

基本的な検索要素を確定した後、検索対象技術分野の特徴に合わせて、これらの基本的な検索要素における各要素が、コンピューター検索システムの中の表現方式を確定しなければならない。

「専利審査指南」第二部第七章第 5.4.2 節第 3 段落を削除する。

本節のその他の内容に改正はない。

十. 第二部第七章第 6 節の改正

「専利審査指南」第二部第七章第 6.2 節から第 6.3 節までを次のように改める。

6.2 検索の過程

審査官は通常、本章第 8 節に記載する検索中止の条件に合致するようになるまで、出願の特徴に基づいて、初歩検索、常規検索及び拡大検索の順番で検索を行い、検索結果を閲覧しながら新規性と進歩性について判断する。

6.2.1 初歩検索

審査官は、出願人、発明者、優先権などの情報を利用して、出願と同じパテントファミリーに属する出願、親出願/分割出願、出願人又は発明者が提出した、出願の主題の所属技術分野と同一又は類似する技術分野のその他の出願を検索しなければならない。さらに、出願の主題の新規性、進歩性に影響を及ぼしうる引例文献を早期に見つけるために、意味検索を活用することもできる。

6.2.2 常規検索

常規検索とは、出願の主題の所属技術分野において行う検索をいう。

所属技術分野とは、出願の主題が属する主要な技術分野をいう。これらの分野における検索は、密接に関連する引例文献を発見する可能性が最も高い。したがって、審査官はまず、これらの分野の専利文献を検索しなければならない。

出願に係るその他の検索すべき主題については、それが属し又はそれに関連する技術分野において類似する方法で検索しなければならない。

本節に記載する検索を経て、確定した技術分野が正確でないと分かった場合、審査官は改めて技術分野を確定し、当該技術分野において検索しなければならない。

6.2.3 拡大検索

拡大検索とは、機能が類似する又は応用が類似する技術分野において行われる検索をいう。

例えば、出願の独立請求項がシリコン系作動油を使用する油圧印刷機に限定されていたとする。発明はシリコン系作動油を使用することで、可動部材の腐食問題を解決する。油圧印刷機が属する技術分野で引例文献を検索しても見つからない場合、可動部材の腐食問題を抱える一般の油圧システムが属する分野など、機能が類似する技術分野、又は油圧システムの特典応用技術分野など応用が類似する技術分野において、拡大検索を行わなければならない。

6.3 検索ポリシー

検索ポリシーの制定には、通常、検索システム又はデータベースの選択、基本検索要素の表明、検索式の構築と検索ポリシーの調整が含まれる。

検索過程において、審査官はより関連文献を見つけるために、いつでも関連文献に基づいて、引用文献、被引用文献、発明者、出願人に関する追跡検索を行うことができる。

6.3.1 検索システム又はデータベースの選定

検索システム/データベースを選定するに当たって、審査官は通常、次のような要素を考慮する必要がある。

- (1) 出願の主題の所属技術分野。
- (2) 検索が見込まれる文書の国別と年代。
- (3) 検索時に採用しようとする検索フィールドと検索システム/データベースが提供できる機能。
- (4) 出願人、発明者の特徴。

6.3.2 基本検索要素の表明

基本検索要素の表明形式には主に、分類番号、キーワードなどが含まれる。一般的には、出願の主題を反映する基本検索要素は、優先して分類番号で表明しなければならない。

分類番号で表明する場合、通常、出願の主題の特徴と分類システムの特徴に基づき、適切な分類システムを選定して使用しなければならない。一旦ある分類システムを選定した場合、まず最も正確で最下位の分類番号を利用して検索する。ただし、複数の緊密に関連している分類番号が同時に存在する場合、併せて検索することができる。

キーワードで表明する場合、通常、まず最も基本的で最も正確なキーワードを利用する。そして次第に、形式上、意味上、角度上という3つのレベルでキーワードの表明を改善する。形式上のレベルでは、英語の品詞の違い、単数形及び複数形、よくあるつづりの誤り等キーワード表明の各種の形式を十分に配慮しなければならない。意味上のレベルでは、キーワードのさまざまな同義語、類義語、反義語、コンテキスト等を十分に配慮しなければならない。角度上のレベルでは、明細書に記載する解決しようとする技術的課題、技術的効果等を十分に配慮しなければならない。

6.3.3 検索式の構築

審査官は同じ基本検索要素の異なる表明方式をブロックに構築し、出願の主題の特徴と検索状況を踏まえ、論理演算子を使用してブロックを結合し、検索式を構築することができる。ブロックの組み合わせ方式には、全要素組み合わせ検索、部分要素組み合わせ検索、単一要素検索が含まれる。

6.3.4 検索ポリシーの調整

審査官は通常、検索結果及び新規性と進歩性への評価の予期方向により、検索ポリシーを調整する必要がある。

(1) 基本検索要素の選定の調整

審査官は、把握した従来技術と発明に対するさらなる理解により、基本検索要素を変更、追加又は減少する必要がある。

(2) 検索システム/データベースの調整

審査官はある検索システム/データベースにおいて引例文献を取得できなかった場合、使用できる検索フィールドと機能、及び予期引例文献の特徴により、検索システム/データベースを改めて選定する必要がある。

(3) 基本検索要素の表明の調整

審査官は検索結果により、基本検索要素の表明を随時調整する必要がある。例えば、分類番号の表明を調整するに当たって、通常、まず最も正確な下位の群を使用し、そして上位群を使用し、さらに大群を使用し、ひいては小類を使用する。検索結果により、又は分類表内部若しくは分類表間の関連性を利用して新しい、妥当な分類番号を見つけることもできる。キーワードの表明を調整するに当たって、通常、まず最も基本的で最も正確なキーワードを使用し、そして次第に形式上、意味上、角度上という3つのレベルで表明を調整する。

本節のその他の内容に改正はない。

十一. 第二部第七章第 8.1 節の改正

「専利審査指南」第二部第七章第 8.1 節の末尾に次の 1 段落を追加する。

これを原則に、審査官は引例文献を取得せずに検索の中止を決定する場合、少なくとも最低限度データベースを検索したことを前提条件としなければならない。最低限度データベースには通常、中国専利全文データベース、外国語専利要約データベース、英文専利全文データベース、中国定期刊行物全文データベースが含まなければならない。一部の特定分野の出願の場合は、さらに当該分野の専用データベース（例えば、化学構造データベース）が含まなければならない。必要がある場合、分野の特徴により、英文全文データベースの範囲を調整するか、又は標準/協定書等、その他の非専利文献のデータベースを増やすことができる。

本節のその他の内容に改正はない。

十二. 第二部第七章第 10 節の改正

「専利審査指南」第二部第七章第 10 節の末尾に次の通り 1 段落を追加する。

注意すべきは、出願のすべての主題が前述の事由に該当するか否かについては、必要がある場合、審査官は適切な方式を通じて関連する背景技術を理解し、当業者の立場に立って判断しなければならない。

本節のその他の内容に改正はない。

十三. 第二部第七章第 12 節の改正

「専利審査指南」第二部第七章第 12 節第 1 段を次のように改める。

検索レポートは検索結果の記載のために、特に関連する従来技術となる書類及び検索過程に関連する検索記録情報を記載するために利用されるものである。検索レポートは、専利局に規定された表を採用する。審査官は検索レポートに、最も近い従来技術の検索・発見に使った検索のデータベース及び当該データベースに実行された検索表明式（基本検索要素表明形式と論理演算子を含む）を含む主要な検索式を明確に記載し、検索して得られた引例文献及び引例文献と出願主題との関連程度を正確に記載するものとし、検索レポートの表の要求に従って、ほかの各項目を完全に記入しなければならない。

本節のその他の内容に改正はない。

十四. 第二部第八章第 3.4 節の改正

「専利審査指南」第二部第八章第 3.4 節の内容を削除する。

十五. 第二部第八章第 4.2 節の改正

「専利審査指南」第二部第八章第 4.2 節を次のよう改める。

実体審査を始めると、審査官はまず出願書類をよく閲読し、かつ背景技術の全体的状況を十分に把握し、発明を的確に理解することに努めなければならない。重点としては、発明によって解決される技術的課題を把握すること、記載されている技術的課題を解決する

ための技術的解決手段及び当該技術的解決手段がもたらし得る技術的效果を理解すること、そして当該技術的解決手段の必要な技術的特徴のすべて、特に背景技術との相違点を明確にすること、さらに発明の背景技術に対する改善を明確にすることなどが挙げられる。さらなる審査の利便性向上のため、閲読時及び発明を理解しようとする時に、審査官は必要に応じて記録を取ってもよいとする。

十六. 第二部第八章第 4.10.2.2 節の改正

「専利審査指南」第二部第八章第 4.10.2.2 節第 (4) 号の末尾の 1 段落を次のように改める。

審査官が審査意見通知書において引用した当分野の公知常識は、確実なものでなければならない。出願人が審査官の引用した公知常識について異議を申し立てた場合には、審査官は相応の証拠を提供してこれを証明できるようにするか、又は理由を説明しなければならない。審査意見通知書において、審査官は請求項における技術的課題の解決に貢献した技術的特徴を公知常識と認定する場合、通常は証拠を提供してこれを証明しなければならない。

本節のその他の内容に改正はない。

十七. 第二部第八章第 4.11.1 節の改正

「専利審査指南」第二部第八章第 4.11.1 節第 (1) 号を次のように改める。

(1) 出願人が審査官からの意見に基づき、出願に補正を行ったことで、却下につながる恐れのある欠陥が解消され、補正された出願には専利権が付与される可能性が現れた場合、出願に欠陥が依然存在しているなら、審査官はこれらの欠陥の解消を再度出願人に通知しなければならない。必要な場合には、出願人との面接、電話での討論及びその他の方式（本章第 4.12 節、第 4.13 節を参照）により審査を加速させることもできる。ただし、明らかな誤りについて審査官が職権に基づいた補正（本章第 5.2.4.2 節、第 6.2.2 節を参照）を施す場合を除き、どの方式により補正意見を提示しても、出願人から正式に提出された書面による補正書類を根拠としなければならない。

本節のその他の内容に改正はない。

十八. 第二部第八章第 4.12 節の改正

「専利審査指南」第二部第八章第 4.12 節第 1 段落を次のように改める。

実体審査の過程において、審査手続きの加速化のために、審査官から出願人に面接の要請を出してよいとする。出願人も面接を要請してよいが、その場合、面接を経て有益となる目的を果たせ、問題の明確化、食い違いの解消、理解の促進に資するならば、審査官は出願人からの面接要請に同意しなければならない。一方、書面方式、電話での討論などを通じて双方の意見がすでに十分に表明されており、関連事実の認定が明瞭であるならば、審査官は面接の要請を拒否してよいとする。

「専利審査指南」第二部第八章第 4.12.1 節の見出しを「面接の開始実施条件」を「面接の開始」に改正し、同節の以下の内容を削除する。

面接の実施条件は以下になる。

- (1) 審査官がすでに 1 回目の審査意見通知書を発行している、かつ
- (2) 出願人が審査意見通知書の応答と同時に、又はその後に、面接の要請を申し立てている、若しくは審査官が案件の事情に応じて出願人に面接を要請している。

本節のその他の内容に改正はない。

十九. 第二部第八章第 4.13 節の改正

「専利審査指南」第二部第八章第 4.13 節を次のように改める。

4.13 電話での討論及びその他の方式

実体審査の過程において、審査官は発明と従来技術への理解、出願書類にある問題点などについて、電話で出願人と討論することができる。テレビ会議、電子メールなどその他の方式で出願人と討論することもできる。必要がある場合、審査官は討論の内容を記録し、出願ファイルに保管しなければならない。

討論において審査官が同意した補正内容については、本章第 5.2.4.2 節及び第 6.2.2 節に記載する事由に該当する場合、審査官は職権によりこれらの明らかな誤りを補正することができる。審査官が職権により補正した内容を除き、審査官が同意した補正内容について、出願人が当該補正を受けた書類を正式に提出しなければならない。審査官は当該書面による補正書類により審査結論を下さなければならない。

二十．第二部第十章第 9.1.1 節の改正

「専利審査指南」第二部第十章第 9.1.1.1 節を削除する。

第 9.1.1.2 節を第 9.1.1.1 節に改正し、段落の末尾に一文を加える。内容は以下の通りである。

ヒト胚性幹細胞は各形成及び発育段階にある人体に該当しない。

第 9.1.1.3 節を第 9.1.1.2 節に改正する。

本節のその他の内容に改正はない。

二十一．第四部第三章第 3.3 節の改正

「専利審査指南」第四部第三章第 3.3 節第 (5) 号の第 4 文「結合させた比較であり、2 つ又は 2 つ以上の結合方式がある場合には、具体的な結合方式を明記しなければならない。」を「結合させた比較であり、2 つ又は 2 つ以上の結合方式がある場合には、まず最も主要な結合方式を比較・分析しなければならない。最も主要な結合方式が明確にされていない場合、第一群の引例文献の結合方式が最も主要な結合方式であると黙認する。」と改正する。

本節のその他の内容に改正はない。

二十二．第五部第二章第 7 節の改正

「専利審査指南」第五部第二章第 7 節第 1 段落の「送金当日にファックス又は電子メール等の方式によって補完することができる。補完により費用納付情報が完備された場合、

送金日を納付日とする。」を「送金当日に、専利局から規定された方式及び要求に従って補完しなければならない。」と改正する。併せて第2段落の内容を削除する。

本節のその他の内容に改正はない。

二十三. 第五部第七章の改正

「専利審査指南」第五部第七章の見出し「期限、権利の回復、中止」を「期限、権利の回復、中止、審査の順番」と改正する。

「専利審査指南」第五部第七章に第8節を追加する。内容は以下の通りである。

8. 審査の順番

8.1 一般原則

発明、実用新案と意匠権利出願については、一般的に、出願書類を提出した前後の順番で方式審査を開始しなければならない。発明専利出願については、実体審査手続き開始に関するその他の条件を満たしていることを前提に、一般的に、実体審査請求書を提出して実体審査費用を納付した前後の順番で実体審査を開始しなければならない。別途規定がある場合は除く。

8.2 優先審査

国・地方自治体による重点発展産業又は奨励産業に属し、国の利益又は公共の利益に重要な意義がある出願、又は市場活動において一定の需要のある出願などについては、出願人が請求して許可を受けた場合、優先審査を行い、かつその後の審査過程において優先して処理することができる。規定に基づき、その他の関係当事者から優先審査の請求が提出された場合、規定に基づき処理する。優先審査を適用する具体的な事由については「専利優先審査管理弁法」によって定める。

ただし、同一の出願人が同じ日（出願日のみを指す）に同様の発明創造について実用新案と発明の両方を出願した場合、そのうちの発明専利出願については一般に優先審査を行わない。

8.3 遅延審査

出願人は発明及び意匠専利出願について遅延審査請求を提出することができる。発明専利遅延審査請求は、出願人が実体審査請求を提出すると同時に提出しなければならない。ただし、発明専利出願に関する遅延審査請求は、実体審査の請求発効日から効力を生じる。意匠遅延審査請求は、出願人が意匠を出願すると同時に提出しなければならない。遅延期間は遅延審査請求を提出して効力が生じた日から起算して1年、2年又は3年とする。遅延期間の満了後、当該出願は順番で審査を待つ。必要がある場合、専利局は自発的に審査手続きを開始し、かつ出願人に通知することができる。出願人が請求した遅延審査期間は終了となる。

8.4 専利局の自発的開始

専利局が自発的に実体審査を開始した専利出願について、優先して処理することができる。

本節のその他の内容に改正はない。

本決定は2019年11月1日より施行する。

出所：2019年9月24日付け国家知識産権局ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所 で日本語仮訳を作成

<http://114.247.84.107:8080/ogic/view/govinfo!detail.jhtml?id=4705>

※本資料は仮訳の部分を含みます。JETRO では情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。